

市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の活動を支援するため、市川市震災予防条例（昭和55年条例第35号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、自主防災組織が行う防災資器材の購入等に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において市川市自主防災組織資器材購入費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 条例第28条第1項の規定により、自治会等（市内の一定の区域に住所を有する住民の地縁に基づいて形成された団体であって市長が認めるものをいう。）又は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であって市長が認めるものをいう。）を単位として結成された地域防災組織をいう。

- (2) 補助対象物品等 別表に掲げる防災資器材をいう。

- (3) 防災用井戸 井戸の所有者が災害時にその井戸水を地域住民に無償で提供する旨の協定を自主防災組織と締結している場合の当該井戸をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となるものは、補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度又は当該年度の前年度において、条例第28条第2項の初期消火訓練及び避難訓練等について特に配慮した防災訓練等を実施した自主防災組織とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 補助対象物品等の購入及び修繕

(2) 防災用井戸の水質検査

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業の実施に要する費用の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金交付対象期間（平成26年4月1日以後5年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。）内における補助金の額は、自主防災組織を構成する世帯の数に200円を乗じて得た額に、100,000円を加えた額を限度とする。

3 前項の世帯の数は、補助金交付対象期間の初日における世帯数として市長が認定する数とする。ただし、同日後その数に著しい変動が生じた場合においては、市長は、当該数を変更することができるものとし、その場合における補助金の額の再計算等は、市長が別に定めるものとする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業の実施に要する費用を確認することができる書類又はその写し

(2) 第3条に規定する防災訓練等を実施したことを確認することができる書類

(3) 第4条第2号に掲げる補助対象事業を実施する場合にあっては、第2条第3号の協定を締結していることを確認することができる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出は、補助対象事業を実施する前に行うものとする。

4 第1項の申請書の提出期間は、市長が別に定める。

(決定の通知等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けた順序に従って補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 規則第6条の規定による通知は、市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(変更等の承認)

第8条 規則第8条の承認を受けようとするものは、市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付申請事項変更等承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付申請事項変更等承認可否決定通知書（様式第4号）により当該申請書の提出をしたものに通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市自主防災組織資器材購入費等補助金実績報告書（様式第5号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の実施に要する費用を支出したことを証する書類の写し
- (2) 納品書、請求書その他の補助対象事業の実施に要する費用の内訳を証する書類の写し
- (3) 第4条第1号に掲げる補助対象事業を実施した場合にあっては、補助対象物品等の保管場所又は配置場所を明らかにした書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日とする。

(額の確定)

第10条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、

市川市自主防災組織資器材購入費等補助金額確定通知書（様式第6号）により補助金の交付決定を受けたものに通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 規則第16条の交付請求書は、市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（帳簿等の整備）

第12条 補助金の交付を受けたものは、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後5年間保管しておかなければならぬ。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（補助金の限度額の特例）

2 旧補助金交付対象期間（平成31年4月1日を期間の初日とする補助金交付対象期間をいう。以下同じ。）に交付の決定を受けた補助金の合計額が旧補助金交付対象期間における補助金の限度額に満たない自主防災組織に係る新補助金交付対象期間（令和6年4月1日を期間の初日とする補助金交付対象期間をいう。）における補助金の限度額は、市長が適當と認める自主防災組織に限り、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 第5条第2項及び第3項の規定により算定した額

(2) 前補助金交付対象期間における補助金の限度額と前補助金交付対象期間に交付の決定を受けた補助金の合計額との差額の範囲内において市長が適當と認める額

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の市川市自主防災組織資器材購入費等補助金について適用し、令和4年度分までの市川市自主防災組織資器材購入費等補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	品目
消防用具	消火器（消火剤の詰替えを含む。）
	消火器格納庫
	排水用ポンプ
	消火器具
	三角バケツ
情報収集伝達用具	トランジスタメガホン（拡声器）
	無線機
	ラジオ
救出・救護・避難用具	バール
	ジャッキ
	のこぎり
	スコップ
	ツルハシ
	チェーンソー
	避難はしご
	工具類
	テント
	簡易トイレ（処理剤の購入を含む。）
	車椅子
	懐中電灯
	ランタン
	発電機
	ポータブル電源
	投光器
	コードリール

	土のう（袋のみの購入を含む。）
	マット
	ロープ
	毛布
	リヤカー
	台車
	ヘルメット
	避難誘導旗
	ブルーシート
	自動体外式除細動器（AED）
	担架
給食・給水用具	鍋
	かまど
	コシロ
	備蓄燃料
	調理器具
	食器
	ガスボンベ
	ガスバーナー
	給水袋（ポリタンク）
	浄水器（塩素の購入を含む。）
倉庫	防災資器材用倉庫（改修を含む。）
その他	その他上記防災資器材に準ずるものとして市長が必要と認めた物品等

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付申請書

市川市長

組織名

代表者氏名

住所

電話番号

市川市自主防災組織資器材購入費等補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額（②の額） 金 円

補助対象事業の実施に要する費用の合計額	円①
補助の対象となる額（①×2／3）	円②
（1,000円未満切捨て）	

2 添付書類

- (1) 補助対象事業の実施に要する費用を確認することができる書類又はその写し
- (2) 市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付要綱第3条に規定する防災訓練等を実施したことを確認することができる書類
- (3) 防災用井戸の水質検査を実施する場合にあっては、井戸の所有者と災害時にその井戸水を地域住民に無償で提供する旨の協定を締結していることを確認することができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付可否決定通知書

年　　月　　日

様

市川市長

年　　月　　日付けて申請のあった市川市自主防災組織資器材
購入費等補助金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 補助金を交付します。

補助金交付決定額 金 _____ 円

2 補助金を交付しません。

(理由)

(教示)

様式第3号（第8条関係）

市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付申請事項変更等承認申請書

年　　月　　日

市川市長

組織名

代表者氏名

住所

電話番号

年　　月　　日　　付けで行った市川市自主防災組織資器材購入費等
補助金の交付申請について、下記のとおり変更等の承認を受けたいので、申請
します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 添付書類

- (1) 変更等の内容を確認することができる書類等
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付申請事項変更等承認可否決定通知書

年　　月　　日

様

市川市長

年　　月　　日付けて申請のあった市川市自主防災組織資器材
購入費等補助金交付申請事項変更等の承認について、下記のとおり決定したの
で、通知します。

記

1 補助金交付申請事項変更等を承認します。

補助金変更交付額 金_____円

2 補助金交付申請事項変更等を承認しません。

(理由)

(教示)

様式第5号（第9条関係）

年　　月　　日

市川市自主防災組織資器材購入費等補助金実績報告書

市川市長

組織名

代表者氏名

住所

電話番号

年　　月　　日付けて交付決定のあった市川市自主防災組織資器材購入費等補助金について、下記のとおり補助対象事業を完了したので、報告します。

記

1 補助金実績報告額

補助対象事業の実施に要する費用の合計額	円①
補助の対象となる額 (①×2/3) (1,000円未満切捨て)	円②

2 添付書類

- (1) 補助対象事業の実施に要する費用を支出したことを証する書類の写し
- (2) 納品書、請求書その他の補助対象事業の実施に要する費用の内訳を証する書類の写し
- (3) 補助対象物品等の購入又は修繕を実施した場合にあっては、補助対象物品等の保管場所又は配置場所を明らかにした書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

市川市自主防災組織資器材購入費等補助金額確定通知書

年　　月　　日

様

市川市長

年　　月　　日付けて実績報告のあった市川市自主防災組織資器材購入費等補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

1 補助金交付確定額

円

様式第7号（第11条関係）

市川市自主防災組織資器材購入費等補助金交付請求書

年　　月　　日

市川市長

組織名

代表者氏名

住所

電話番号

年　　月　　日付けで額の確定のあった市川市自主防災組織資器材購入費等補助金について、下記のとおり請求をします。

記

1 振込先　　円

2 振込先

銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通	2 当座	3 その他
			口 座 番 号		
金融機関コード	店舗コード		:	:	:
:	:		:	:	:
フリガナ					
口座名義人					